

令和 3 年 第 2 回

さくら市議会定例会議案書

# 付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市税条例の一部改正について	市 長	P 3
2	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正について	"	P 7
3	さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	"	P 8
4	副市長の選任同意について	"	P 10
報告 1	令和 2 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	"	P 11
報告 2	令和 2 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	"	P 14
報告 3	令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	"	P 16
報告 4	令和 2 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	"	P 18
報告 5	令和 2 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	"	P 20

## 議案第1号

### さくら市税条例の一部改正について

さくら市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

### さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項を第25項とし、同条第23項の次に、次の1項を加える。

24 附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第1項第1号の改正規定及び附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第10条の2第25項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）並びに附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後のさくら市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前のさくら市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度

分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新

条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

## 議案第2号

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の  
一部改正について

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の  
一部を改正する条例

(さくら市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 さくら市国民健康保険税条例(平成17年さくら市条例第65号)の  
一部を次のように改正する。

附則第22項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(さくら市介護保険条例の一部改正)

第2条 さくら市介護保険条例(平成17年さくら市条例第122号)の一部  
を次のように改正する。

附則第19項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさくら市国民健康保険税  
条例及びさくら市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

## 議案第 3 号

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部改正について

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成  
17 年さくら市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「さくら市都市計画審議会」の次に「(さくら市都市  
計画審議会条例（平成 17 年さくら市条例第 149 号）第 1 条に規定する審  
議会をいう。）」を加える。

別表第 2 桜ヶ丘地区地区整備計画区域の部 B 地区の項第 4 号中「前 3  
号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4  
号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法別表第 2 (い) 項第 8 号に掲げるもの

別表第 2 桜ヶ丘地区地区整備計画区域の部 C 地区の項第 2 号中「前号」  
を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 1 号を第 2 号と  
し、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 法別表第 2 (い) 項第 8 号に掲げるもの

別表第 3 桜ヶ丘地区地区整備計画区域の部 A 地区の項第 1 号を削り、同項中第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同部 D 地区の項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 公園を管理するために設置される事務所

(2) 公衆便所、休憩所その他これらに類するもの

別表第 4 桜ヶ丘地区地区整備計画区域の部 A 地区の項第 1 号を削り、同項中第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同部 D 地区の項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 公園を管理するために設置される事務所

(2) 公衆便所、休憩所その他これらに類するもの

別表第 5 桜ヶ丘地区地区整備計画区域の項第 1 号を削り、同項中第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 公園を管理するために設置される事務所

(3) 公衆便所、休憩所その他これらに類するもの

別表第 8 桜ヶ丘地区地区整備計画区域の項第 2 号中「地域集会場の」を「公共公益施設（都市計画法第 4 条第 14 項に規定する公共施設及び住民の福祉又は利便のため必要な施設をいう。）の用に供する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

副市長の選任同意について

下記の者を副市長に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 竹 欣 男

生年月日



令和 3 年 6 月 3 日 提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 1 号

令和 2 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 2 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 3 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

## 令和2年度さくら市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収 特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	地方債	その他		
3	民生費	1 社会福祉費	障がい者施設等検査費用助成事業	20,000,000	16,000,000		7,847,000			8,153,000
3	民生費	1 社会福祉費	高齢者施設等検査費用助成事業	28,000,000	22,400,000		10,985,000			11,415,000
3	民生費	2 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	1,800,000	1,800,000		1,200,000			600,000
3	民生費	2 児童福祉費	児童館管理運営事業	2,600,000	2,600,000		1,732,000			868,000
3	民生費	2 児童福祉費	子ども子育て支援推進事業	141,000,000	139,160,000		91,990,000			47,170,000
3	民生費	2 児童福祉費	あおぞら保育園管理運営事業	500,000	500,000		250,000			250,000
3	民生費	2 児童福祉費	たいよう保育園管理運営事業	500,000	500,000		250,000			250,000
3	民生費	2 児童福祉費	わくわく保育園管理運営事業	500,000	500,000		250,000			250,000
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金事業	14,000,000	12,000,000		5,965,000			6,035,000
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,717,000	2,570,000		2,471,000			99,000
6	農林水産業費	1 農業費	新型コロナウイルス対策農業者向け緊急支援事業(第2弾)	17,025,000	17,025,000	7,025,000	4,904,000			5,096,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災対策事業	54,400,000	33,000,000		33,000,000			
6	農林水産業費	2 林業費	森林経営管理制度事業	1,514,000	1,443,000					1,443,000
7	商工費	1 商工費	新型コロナウイルス緊急支援事業(第2弾)	59,500,000	59,500,000		29,179,000			30,321,000
7	商工費	1 商工費	温泉施設維持管理事業	99,500,000	63,910,000			58,300,000		5,610,000
8	土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修事業	8,200,000	1,100,000		850,000			250,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	140,013,000	41,464,000		18,266,000	16,400,000		6,798,000
8	土木費	2 道路橋梁費	歩行者安全対策事業	3,000,000	2,900,000					2,900,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	193,195,000	15,896,000					15,896,000
8	土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	164,559,000	58,629,000		18,450,000	16,600,000		23,579,000
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	41,000,000	12,200,000		5,115,000			7,085,000
8	土木費	3 都市計画費	氏家駅東地区魅力向上事業	5,951,000	3,190,000					3,190,000
8	土木費	3 都市計画費	都市公園管理事業	42,600,000	42,600,000		19,300,000	19,300,000		4,000,000
8	土木費	3 都市計画費	市有公園等管理事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000		

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化改良事業	375,000,000	375,000,000		101,000,000	274,000,000		
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	7,206,000	7,206,000		3,600,000			3,606,000
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	2,402,000	2,402,000		1,200,000			1,202,000
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園事業	154,000,000	153,999,000		102,666,000			51,333,000

報告第 2 号

令和 2 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和 2 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和 3 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和2年度さくら市一般会計 事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
11	災害復旧 費	1 農林水産 業施設災害 復旧費	51,612,000		51,612,000	8,388,000	60,000,000		59,099,000	901,000	工事箇所隣接して 実施している県発注 の河川災害復旧事業 との工程調整によ り、工事が遅れたた め

報告第 3 号

令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理  
事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 3 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和2年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地 区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	上阿久津台地土地区画整理事業	144,079,000	43,580,000			21,200,000		22,380,000

報告第 4 号

令和 2 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告  
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和2年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明		
						損益勘定 留保資金	不用額				
			円	円	円	円	円	円			
1	資本的支出	1	建設改良費	令和2年度押上浄水 場取水流量計更新工 事	9,988,000	0	9,988,000	9,988,000	0	0	コロナの影響により機器製作に係る 工場の稼働に制限が生じたため
		合	計		9,988,000	0	9,988,000	9,988,000	0	0	

報告第 5 号

令和 2 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告  
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

令和2年度 さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	1	さくら市公共下水道整備方針検討業務委託	円 13,860,000	円 0	円 13,860,000	円 0	円 0	円 13,860,000	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症の影響により作業効率に低下が生じたため
		さくら市公共下水道氏家処理区管渠築造工事 第2工区	25,190,000	0	25,190,000	11,000,000	12,900,000	1,290,000	0	0	地下埋設物件の移設等に不測の日数を要したこと、地下水の湧水により工事施工に支障が生じたため
合 計			39,050,000	0	39,050,000	11,000,000	12,900,000	15,150,000	0	0	